

令和 7 年 9 月 1 日

J A ネットバンク利用規定等の改正のお知らせ

当組合では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融犯罪への対応として、令和 7 年 1 0 月 1 日（水）付で以下の利用規定の改正を予定しています。

- ・ J A ネットバンク利用規定
- ・ 法人 J A ネットバンク利用規定
- ・ J A データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定

改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

なお、規定の実質的な内容変更を伴わない体裁の変更につきましては、新旧対照表での表示を省略しております。

以 上

当座勘定規定

1. ～ 6. (省略)

7. (手形、小切手の支払等)

(1) ～ (2) (省略)

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。

(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. ～ 16. (省略)

17. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) ～ (3) (省略)

18. ～ 32. (省略)

以 上

(2025年4月1日現在)

当座勘定規定

1. ～ 6. (省略)

7. (手形、小切手の支払 (追加))

(1) ～ (2) (省略)

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 (追加) を使用してください。

(追加)

8. ～ 16. (省略)

17. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手、(追加) または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、(追加) 諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) ～ (3) (省略)

18. ～ 32. (省略)

以 上

(2022年11月4日現在)

普通貯金規定

1. ～9. (省略)

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。

11. (キャッシュカード)

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当組合所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりJAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。JAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認した場合、その他当組合所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当組合JAネットバンク利用規定、JAバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当組合の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) (省略)
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) ～ (7) (省略)

普通貯金規定

1. ～9. (省略)

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（追加）を届出の印鑑（追加）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(新設)

11. (盗難通帳による払戻し等)

(1) (省略)

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) ～ (7) (省略)

13. ～ 14. (省略)

15. (解約等)

(1) (省略)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① (省略)

②この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合

③～⑥ (省略)

16. ～ 17 (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第21条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

②～⑤ (省略)

19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

①第18条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) (省略)

20. (省略)

21. (未利用口座管理手数料)

(1) ～ (3) (省略)

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) ～ (6) (省略)

12. ～ 13. (省略)

14. (解約等)

(1) (省略)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① (省略)

②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合

③～⑥ (省略)

15. ～ 16 (省略)

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

②～⑤ (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

①第17条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) (省略)

19. (省略)

20. (未利用口座管理手数料)

(1) ～ (3) (省略)

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) ～ (6) (省略)

2 2. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第1 5条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) (省略)

以 上

(2 0 2 5 年 4 月 1 日 現 在)

2 1. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第1 4 条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) (省略)

以 上

(2024年4月1日現在)

総合口座取引規定

1. ～ 1 1. (省略)

1 2. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

1 3. ～ 2 3. (省略)

以 上

(2025年4月1日現在)

総合口座取引規定

1. ～ 1 1. (省略)

1 2. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影(追加)を届出の印鑑(追加)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

1 3. ～ 2 3. (省略)

以 上

(2 0 2 4 年 4 月 1 日 現 在)

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. ～9.（省略）

10.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。

11.（キャッシュカード）

- （1） この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当組合所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- （2） この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりＪＡネットバンク、ＪＡバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。ＪＡネットバンク、ＪＡバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認した場合、その他当組合所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当組合ＪＡネットバンク利用規定、ＪＡバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当組合の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12.（盗難通帳による払戻し等）

- （1）（省略）
- （2） 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. ～9.（省略）

10.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（追加）を届出の印鑑（追加）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

（追加）

11.（盗難通帳による払戻し等）

（1）（省略）

- （2） 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) ～ (7) (省略)

13. ～ 14. (省略)

15. (解約等)

(1) (省略)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① (省略)

②この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合

③～⑥ (省略)

(3) ～ (5) (省略)

16. ～ 17. (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第21条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

②～⑤ (省略)

19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

①第18条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) (省略)

20. (省略)

21. (未利用口座管理手数料)

(1) ～ (3) (省略)

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(3) ～ (7) (省略)

12. ～ 13. (省略)

14. (解約等)

(1) (省略)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① (省略)

②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合

③～⑥ (省略)

(3) ～ (5) (省略)

15. ～ 16. (省略)

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

②～⑤ (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

①第17条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) (省略)

19. (省略)

20. (未利用口座管理手数料)

(1) ～ (3) (省略)

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) ～ (6) (省略)

22. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第15条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) (省略)

以 上

(2025年4月1日現在)

(5) ～ (6) (省略)

21. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) (省略)

以 上

(2024年4月1日現在)

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. ～ 1 1.（省略）

1 2.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

1 3. ～ 2 3.（省略）

以 上

（2025年4月1日現在）

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. ～ 1 1.（省略）

1 2.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（追加）を届出の印鑑（追加）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

1 3. ～ 2 3.（省略）

以 上

（2024年4月1日現在）

J A ネットバンク利用規定の改正新旧対照表

(下線は、改正箇所)

新	旧
<u>1</u> ～ <u>6</u> (略)	<u>第1条</u> ～ <u>第6条</u> (略)
<u>7</u> 振込・振替サービス	<u>第7条</u> 振込・振替サービス
<u>(1)</u> (略)	<u>1.</u> (略)
<u>(2)</u> 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。	<u>2.</u> 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。
<u>a</u> ～ <u>d</u> (略)	<u>(1)</u> ～ <u>(4)</u> (略)
<u>e</u> 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消 <u>し</u> ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更(以下「訂正」といいます。)または取りやめ(以下「組戻し」といいます。)は、原則として取扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。	<u>(5)</u> 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更(以下「訂正」といいます。)または取りやめ(以下「組戻し」といいます。)は、原則として取 <u>り</u> 扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しを行う場合には、当組合所定の組戻手数料が別途必要となります。</u>
<u>f</u> 前号の組戻手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。	<u>(6)</u> 前号の組戻 <u>し</u> 手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u>
<u>g</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>8</u> ～ <u>14</u> (略)	<u>第8条</u> ～ <u>第14条</u> (略)
<u>15</u> 解約等	<u>第15条</u> 解約等
<u>(1)</u> ～ <u>(4)</u> (略)	<u>1.</u> ～ <u>4.</u> (略)
<u>(5)</u> 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。	<u>5.</u> 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。
<u>a</u> ～ <u>h</u> (略)	<u>(1)</u> ～ <u>(8)</u> (略)
<u>i</u> <u>本規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。</u>	 (新 設)
<u>j</u> <u>契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合</u>	 (新 設)
<u>(a)</u> <u>暴力団</u>	
<u>(b)</u> <u>暴力団員</u>	
<u>(c)</u> <u>暴力団準構成員</u>	

この規定の改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

法人 J A ネットバンク利用規定の改正新旧対照表

(下線は、改正箇所)

新	旧												
第 1 章 総則	第 1 章 総則												
<u>1</u> 法人 JA ネットバンク	<u>第 1 条</u> 法人 JA ネットバンク												
<u>(1) ～ (3)</u> (略)	<u>1 ～ 3</u> (略)												
<u>(4)</u> 月額利用料	<u>4</u> 月額利用料												
<table><tr><td><u>a ～ b</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>c</u></td><td><u>月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料(全額)を徴収します。(日割り計算は行いません。)</u></td></tr></table>	<u>a ～ b</u>	(略)	<u>c</u>	<u>月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料(全額)を徴収します。(日割り計算は行いません。)</u>	<u>(1) ～ (2)</u> (略) (新 設)								
<u>a ～ b</u>	(略)												
<u>c</u>	<u>月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料(全額)を徴収します。(日割り計算は行いません。)</u>												
<u>2 ～ 11</u> (略)	<u>第 2 条 ～ 第 11 条</u> (略)												
<u>12</u> 当組合からの解約	<u>第 12 条</u> 当組合 <u>(会)</u> からの解約												
<u>(1) ～ (2)</u> (略)	<u>1 ～ 2</u> (略)												
<u>(3)</u> 契約者に次の <u>場合</u> の事由が <u>一</u> つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を送ったときに生じるものとします。	<u>3</u> 契約者に次の <u>各号</u> の事由が <u>1</u> つでも生じたときは、当組合 <u>(会)</u> は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合 <u>(会)</u> に対する届出住所に対し、当組合 <u>(会)</u> が解約通知を送ったときに生じるものとします。												
<table><tr><td><u>a ～ g</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(削 除)</td></tr><tr><td><u>h ～ i</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>j</u></td><td>契約者が、自ら <u>一</u> または第三者を利用して次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合 <u>(a) ～ (e)</u> (略) <u>(f) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</u></td></tr><tr><td><u>k</u></td><td><u>本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合</u></td></tr><tr><td><u>l</u></td><td><u>契約者が当組合に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合</u></td></tr></table>	<u>a ～ g</u>	(略)		(削 除)	<u>h ～ i</u>	(略)	<u>j</u>	契約者が、自ら <u>一</u> または第三者を利用して次の <u>いずれか</u> に該当する行為をした場合 <u>(a) ～ (e)</u> (略) <u>(f) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</u>	<u>k</u>	<u>本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合</u>	<u>l</u>	<u>契約者が当組合に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合</u>	<u>(1) ～ (7)</u> (略) <u>(8) 当組合（会）への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u> <u>(9) ～ (10)</u> (略) <u>(11)</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の <u>各号</u> に該当する行為をした場合 <u>ア ～ オ</u> (略) (新 設) (新 設)
<u>a ～ g</u>	(略)												
	(削 除)												
<u>h ～ i</u>	(略)												
<u>j</u>	契約者が、自ら <u>一</u> または第三者を利用して次の <u>いずれか</u> に該当する行為をした場合 <u>(a) ～ (e)</u> (略) <u>(f) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</u>												
<u>k</u>	<u>本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合</u>												
<u>l</u>	<u>契約者が当組合に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合</u>												
	<u>(12) 契約者・当組合（会）間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合（会）が認めたとき</u>												

新			旧		
	<u>m</u>	<u>契約者が当組合に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当組合が判断した場合</u>			<u>（新 設）</u>
	<u>n</u>	<u>当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u>			<u>（新 設）</u>
	<u>o</u>	その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき <u>。</u>		<u>(13)</u>	<u>その他、当組合（会）がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき当組合（会）は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合（会）はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u>
		<u>(4) 当組合は、本条(3)の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u>			<u>（新 設）</u>
	<u>13～27</u>	<u>（略）</u>		<u>第13条～第27条</u>	<u>（略）</u>
第2章 照会・振込サービス			第2章 照会・振込サービス		
	<u>28</u>	<u>（略）</u>		<u>第28条</u>	<u>（略）</u>
	<u>29</u>	<u>振込・振替機能</u>		<u>第29条</u>	<u>振込・振替機能</u>
	<u>(1)～(8)</u>	<u>（略）</u>		<u>1～8</u>	<u>（略）</u>
	<u>(9)</u>	<u>依頼内容の訂正、組戻し</u>		<u>9</u>	<u>依頼内容の訂正、組戻し</u>
	<u>a</u>	<u>（略）</u>		<u>(1)</u>	<u>（略）</u>
	<u>b</u>	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取 <u>り</u> 扱います。組戻し手続を行う場合、本条 <u>(2)</u> の振込手数料等相当額は返却しません。		<u>(2)</u>	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻し手続を行う場合、本条 <u>第2項</u> の振込手数料等相当額は返却しません。 <u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</u>
		<u>(a)～(c)</u>		<u>ア～ウ</u>	<u>（略）</u>
	<u>c～d</u>	<u>（略）</u>		<u>(3)～(4)</u>	<u>（略）</u>

新	旧												
第 3 章 (略)	第 3 章 (略)												
第 4 章 伝送サービス 31～35 (略)	第 4 章 伝送サービス 第31条～第35条 (略)												
36 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定 (1)～(11) (12) 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。）	第36条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定 1～11 12 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除く。）												
<table><tr><td>a</td><td>(略)</td></tr><tr><td>b</td><td>振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 (a)～(c) (略)</td></tr><tr><td>c</td><td>(略)</td></tr></table>	a	(略)	b	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 (a)～(c) (略)	c	(略)	<table><tr><td>(1)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2)</td><td>振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ア～ウ (略)</td></tr><tr><td>(3)</td><td>(略)</td></tr></table>	(1)	(略)	(2)	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ア～ウ (略)	(3)	(略)
a	(略)												
b	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 (a)～(c) (略)												
c	(略)												
(1)	(略)												
(2)	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ア～ウ (略)												
(3)	(略)												
37 口座振替 (1)～(2) (3) 口座振替依頼書の受理等	第37条 口座振替 1～2 3 口座振替依頼書の受理等												
<table><tr><td>a</td><td>伝送契約者が貯金者から貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。</td></tr><tr><td>b～c</td><td>(略)</td></tr></table> (4)～(12) (略)	a	伝送契約者が貯金者から貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。	b～c	(略)	<table><tr><td>(1)</td><td>伝送契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合（会）に提出するものとします。当組合（会）は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。</td></tr><tr><td>(2)～(3)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4～12</td><td>(略)</td></tr></table>	(1)	伝送契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合（会）に提出するものとします。当組合（会）は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。	(2)～(3)	(略)	4～12	(略)		
a	伝送契約者が貯金者から貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。												
b～c	(略)												
(1)	伝送契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合（会）に提出するものとします。当組合（会）は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。												
(2)～(3)	(略)												
4～12	(略)												
38～39 (略)	第38条～第39条 (略)												
以上	以上												

付 則
この規定の改正は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

J A データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定の改正新旧対照表

（下線は、改正箇所）

新	旧
第 1 章 総則	第 1 章 総則
<u>1</u> ～ <u>16</u> (略)	<u>第 1 条</u> ～ <u>第 16 条</u> (略)
<u>17</u> サービスの解約	<u>第 17 条</u> サービスの解約
<u>(1)</u> (略)	<u>1</u> (略)
<u>(2)</u> 当組合からの解約	<u>2</u> 当組合からの解約
<u>a</u> 契約者に次の <u>(a) から (o)</u> の事由が <u>一</u> つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。	契約者に次の <u>各号</u> の事由が <u>1</u> つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。
<u>(a) ～ (g)</u> (略)	<u>(1) ～ (7)</u> (略)
(削 除)	<u>(8) 当組合への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u>
<u>(h) ～ (i)</u> (略)	<u>(9) ～ (10)</u> (略)
<u>(j)</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の <u>いずれか</u> に該当する行為をした場合	<u>(11)</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の <u>各号</u> に該当する行為をした場合
①～⑤ (略)	①～⑤ (略)
<u>⑥</u> 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為	<u>(12)</u> 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認め <u>たと</u>
<u>(k) 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合</u>	(新 設)
<u>(l) 契約者が当組合に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません。）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合</u>	(新 設)
<u>(m) 契約者が当組合に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当組合が判断した場合</u>	(新 設)
<u>(n) 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に</u>	(新 設)

新	旧
<u>対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>(o)</u> その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。 <u>b</u> 当組合は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。 <u>18～25</u> (略) 第2章 基本サービス <u>26</u> 総合振込・口座振込の事務委託 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 当組合は口座振込結果について、振込日当日の当組合所定の時刻から照会できるようにいたします。 (削除) (削除) <u>27</u> (略) <u>28</u> 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通 <u>(1)～(6)</u> (略) <u>(7)</u> 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>きます</u>。） <u>a</u> (略) <u>b</u> 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。	<u>(13)</u> その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき <u>当組合は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u> (新設) <u>第18条～第25条</u> (略) 第2章 基本サービス <u>第26条</u> 総合振込・口座振込の事務委託 <u>1</u> (略) <u>2</u> <u>口座振込にかかる振込結果について</u> <u>当組合は口座振込結果について、以下の時刻から照会できるようにいたします。</u> <u>(1)</u> <u>申しいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時刻</u> <u>(2)</u> <u>申しいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当組合所定の時刻</u> <u>第27条</u> (略) <u>第28条</u> 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通 <u>1～6</u> (略) <u>7</u> 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>く</u>。） <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。<u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、</u>

新	旧
(a) ～ (c) (略) c (略) 29 口座振替の事務委託 (1) ～ (2) (略) (3) 口座振替依頼書の受理等 (削除) a 契約者が貯金者から貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、契約者に返戻するものとします。 b ～ c (略) (4) ～ (11) (略) 30 ～ 31 (略) 第 3 章 通知サービス 32 通知対象口座 契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座は、契約者が当組合に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。 33 ～ 34 (略) 以上	<u>あらかじめご了承ください。</u> <u>① ～ ③</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>第 29 条</u> <u>1 ～ 2</u> (略) <u>3 口座振替依頼書の受理等</u> <u>(1) 当組合の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を提出させ、これを承諾した時は申込書を契約者に送付します（その他の貯金口座振替依頼受付サービスでも可）。</u> <u>(2) 契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、契約者に返戻するものとします。</u> <u>(3) ～ (4)</u> (略) <u>4 ～ 11</u> (略) <u>第 30 条 ～ 第 31 条</u> (略) 第 3 章 通知サービス <u>第 32 条</u> 通知対象口座 契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座<u>および通知日時</u>は、契約者が当組合に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。 <u>第 33 条 ～ 第 34 条</u> (略) 以上

付 則

この規定の改正は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。